

## 八千代市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

### 1 改正の背景

これまでのむし歯や歯周病等の予防対策に加え，国及び千葉県の健康に関する施策を踏まえ，高齢者のオーラルフレイル対策などの取組を新たに追加し，市民の健康寿命の延伸に寄与することを目的として，八千代市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の主な内容

- (1) 条例の目的に，健康寿命の延伸を追加
- (2) 基本理念に，口腔の疾患の予防，早期発見及び早期治療，口腔機能の維持向上を図ることを追加
- (3) 歯科医師等の責務に，良質かつ適切な歯と口腔の保健医療サービスの提供に努めることを追加
- (4) 基本的施策のうち定期健診の受診等に関して，疾患の予防，健康寿命の延伸等の観点から，早期発見及び早期治療に寄与する施策となるよう明確化
- (5) 基本的施策に次のア～キを追加
  - ア 8020 運動（80 歳になっても自分の歯を 20 本以上残すことを目指した運動）に関する取組の推進
  - イ 8029 運動（80 歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し，介護を必要としない元気な高齢者を増やしていくための運動）の普及啓発
  - ウ オーラルフレイル対策（加齢に伴って口腔機能が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し，当該状態を早期に把握し，及び改善するための取組）の推進
  - エ マウスガードの使用に関する普及啓発その他のスポーツによって生じる歯と口腔，顎等の外傷，障害等の防止及び軽減のための安全対策
  - オ 母子保健，学校保健，成人保健，高齢者保健を通じた歯と口腔の健康づくり
  - カ 障害を有する者，介護を必要とする者，社会的養護を必要とする子ども等の歯と口腔の健康づくり
  - キ 災害発生時に歯と口腔の保健医療サービスが受けられる環境整備の推進

### 3 施行期日（予定）

令和 4 年 10 月 1 日